

これまでに寄せられた主な質問や意見

(説明会や北南建窓口など)

質問 1 計画道路の事業スケジュールを教えてください。

回答 1 平成23年度に事業認可を取得(事業着手)し、平成30年度の完成を目指して事業を進めています。平成23年度から平成27年度までの5ヵ年で用地取得させていただき、平成26年度から平成30年度までの5ヵ年で工事を実施する予定です。

質問 2 これまでに実施した説明会と主な手続きは、何があるか。

回答 2 これまでに実施した説明会と主な手続きは、次のとおりです。

- ・平成 19 年 11 月 都市計画変更素案説明会
- ・平成 21 年 10 月 都市計画案及び環境影響評価書案説明会
- ・平成 21 年 11 月 測量説明会
- ・平成 22 年 11 月 環境影響評価書の提出
- ・平成 22 年 12 月 都市計画の告示
- ・平成 23 年 1 月 事業概要説明会

質問 3 排気ガスや騒音等の環境問題について、どのように考えているのか。

回答 3 計画道路を整備する地域は、主に住居専用地域となっていることから、車道の両側に幅員10メートルの環境施設帯を設けるとともに、低騒音舗装や遮音壁の設置など、沿道環境の保全に取り組みます。

また、計画道路については、環境影響評価条例に基づき、大気汚染や騒音などの予測評価を行っており、その結果、計画道路整備後の大気汚染や騒音などが環境基準を下回ると予測していることから、環境に与える影響は少ないと考えております。

質問 4 計画道路は、整備する必要があるのではないか。

回答 4 計画道路は、周辺道路の交通渋滞の解消を図るとともに、横街道や七小通りなど生活道路に流入している通過交通を排除するなど、地域の利便性や安全性を向上させる重要な路線です。また、災害時には、支援物資の輸送路となるほか、火災の延焼を防止する延焼遮断帯の機能を有するなど、地域の防災性の向上にも寄与します。

東京都では、平成18年4月に策定した「多摩地域における都市計画道路の整備方針」において、「優先整備路線」として位置付け、優先的に整備することとしております。

質問 5 南武線が立体交差となるが、現道の踏切は利用可能か。

回答 5 踏切が「現状のまま残るか」については、現段階(平成23年1月)で決まっておりません。

一般的には、道路と鉄道が交差する場合、既存踏切の代替施設(立体施設など)を設け、踏切利用者と鉄道の運行、双方の安全を確保するため、既存踏切を廃止します。

当該踏切については、鉄道事業者や地元市等の意見を聞きながら、工事実施前までに取扱いを決めます。

質問 6 測量の時期を教えてください。

回答 6 道路や建物、塀などを正確に把握するため、平成 21 年 12 月から現況測量を行います。引き続き、平成 22 年度及び平成 23 年度に用地測量（境界立会い等）を行う予定です。

質問 7 土地や家がどの程度、道路計画線にかかるか教えてください。

回答 7 現況図（道路や建物、塀などを表示した図面）に道路計画線を記載した図面を作成し、事業概要説明会（平成 23 年 1 月開催）で掲示します。また、事業概要説明会以降は、当事務所工事第一課で閲覧できます。

質問 8 用地取得について、具体的な時期を示してほしい。

回答 8 平成23年度に事業認可を取得した後、順次、用地取得を行う予定です。用地取得については、皆様との話し合いとなることから、東京都だけの都合で期間が決まるものではありませんが、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年でご協力いただきたいと思います。

JR南武線の橋梁工事から工事着手するため、用地取得についても、JR南武線付近から取得させていただく予定です。JR南武線付近以外の方についても、個々に事情があるかと思いますので、用地取得については、当事務所用地第一課へご相談下さい。

なお、用地取得の詳細については、平成23年度に用地説明会を開催し、土地取得や建物等の移転補償について説明を行った後、個別にお話し合いをさせていただくこととなります。

質問 9 土地の取得価格は、どのようなものか。

回答 9 東京都では、地価公示法に基づく公示価格や近隣の取引価格、不動産鑑定士による鑑定価格等を参考に、各画地の地形や接道路条件を考慮して、画地ごとに土地価格を評価し、取得させていただきます。

質問 10 残地が狭小となる場合、残地の補償はどのようなになるのか。

回答 10 東京都で取得させていただく土地は、原則として計画線内の土地であり、計画線外の土地（残地）は、皆様のお手元に残ることになります。

しかし、残った土地は、面積が小さくなったり、形が今までより悪くなる場合もありますので、その分を補償金としてお支払いします。同時にご要望があれば、東京都が隣接の方と折衝し、購入の意思を確認させていただきたいと考えております。

詳細については、平成23年度に開催する用地説明会において、詳しくご説明させていただきたいと思います。

質問 11 東京都の代替地は、どの程度あるか。

回答 11 東京都では、代替地の確保に努力をしておりますが、全ての方に代替地を確保することは難しい状況です。都内に保有している代替地については、用地取得の際、個別に相談させていただくことになります。